

舊と入江大明神とも稱す、創立年代詳ならず、社記には反正天皇四年の創立とすれども、之れ偽書總國風土記に據りしものにして、元より信するに足らず、御神體は寶珠に坐ます、當社は日本書紀、景行天皇四十年の條に、

「冬十月、日本武尊、初至駿河、其處賊陽從之、欺曰、是野也、麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊、信其言、入野中而免獸、賊有殺王之情、放火燒其野、王知被欺、則以燈出火之、向燒而得免」と見え、即ち、日本武尊の遺跡にして、延喜の制小社に列せられ、諸郡神階帳に、正四位下燒頭明神と見えたり、永祿四年六月十一日、今川氏真、朱印を寄せ奉りしが、慶長七年十二月十日、徳川家康朱印七十石を寄進す、諸社御朱印寫に云く、

「入江大明神社領、駿河國益頭郡山西之内燒津郷七拾石事、任、慶長七年十二月十日、元和三年二月二日、寛永十三年十一月九日、先判之旨、永不可有相違者也、仍如件  
寛文五年七月十一日」

往古は、今の社地を距る東南數十町今海の地に鎮座あらせられしが、其地漸次に海に變じたるを以て、今の地に奉遷せりと、明治六年三月郷社に列せしが、同十六年六月縣社に昇格す。

社殿は本殿、拜殿、其他寶藏、社務所等を具へ、境内は千四百四十五坪官有地第一種あり、古杉老松鬱然として社殿を擁護する所、自ら人をして襟を正さしむ、加ふるに、賽路遠く二十町の海濱に連り、其の間櫻楓相交りて、春秋を飾る、明治三十五年、近郷の天日神社、三宅神社、天神社、市神社、王子神社を合祀す、故老相傳ふ、當社に古來日本武尊の持ち給へる水石、火石の二石を藏し、是を神璽とせり、一は水晶、一は橙の實を乾堅

めたるが如き形狀にて、其質詳に知り難しと式社略記に見えたるが、いつの頃なりしか、狂瀆溢浪の爲め、一類の玉流失せしが、朝夷郷玉取村に上り、里人これを仰いで神社を創立す、玉取神社是なりと、此日本武尊の水石火石の事は、遠江國龜玉郡の般若院の緣起にも、已に「日本武尊、火水二石を富士の麓より投げ給ひしかば、一は尾張に落つ、即ち熱田宮是なり、一は遠江に落つ、云々」と見えたり、新風土記に云ふ、「今の入江大明神の本社のことにはあらず、今末社に辨財天の社なりと云社はなりと云、」

境内神社

市杵島姫神社

淺間神社

春日神社

例 祭 日 八月十三日

會計法適用 明治四十一年九月二十五日  
告示第四百三十四號

神饗幣帛料供進 明治四十年一月十二日  
指定年月日 告示第十二號  
氏子戸數 千百三十八戸  
崇敬者員數 未詳

〇靜岡縣遠江國小笠郡東山口村大字八坂字宮屋敷

縣社

八幡神社

祭神

息長足姫命

譽田別命

玉依姫命

元と任事神、直知乃神、己等乃麻知神社ともいひ、近世新坂八幡宮とも、日坂八幡とも、譽田八幡宮とも稱せり、創立年代詳ならず、但社記に、「平城天皇大同二年一云、桓武天皇延暦二年、坂上田村麻呂勅を奉じて再興云々」と見え、和漢